

文九年に尾州丹羽郡稻置庄（高雄の庄ともいふ）の大久地村にあつた寺院を東春日井郡品野町大字沓掛（定光寺のある所）へ移轉したものであるから今も尙其の舊蹟である此の地を大字小口字名を定光寺と言ふのであると……然し沓掛（水野村沓掛村の境ひにあるから水野の定光寺ともいふ）の定光寺の開源である建武三年は昭和九年から逆算すると六百四十年前になり、又移したといふ天文九年は昭和九年から逆算すると三百七十二年となる、だから大久地村から移轉したといふ天文九年から數へ二百三十三年以前から沓掛の定光寺は有つたこと、なる。故に大久地の定光寺を移轉したとなると此の寺の境内へ大久地の定光寺の建造物を移轉したものでないかと思はれる。

附記 定光寺（沓掛）

抑も當寺は東春日井郡品野町大字沓掛に在りて應夢山定光寺と號し臨濟宗妙心寺派にぞくす、開源は皇統九十六代後醍醐天皇の御宇建武三年覺源禪師の開基にして當時の後山には敬公即ち尾張國主徳川氏の藩祖法命（定光寺殿敬公大禪門）の墓あり、側に殉死者寺尾土佐守及臣鈴木主殿助及其の臣志水八郎左工門其臣土屋善之丞鈴木太郎兵衛の墓ありて寺領三百石附きの寺院なりき。

尾張藩祖（敬公）徳川義直公は家康公の第九子にして母は山城國八幡の祠官志水加賀の女にして慶長五年十一月廿八日大阪城西の丸に於て生れ幼名を五郎太と稱す。慶長八年甲斐に封ぜられしが尙幼なるを以て國に就かず、家康の老臣平岩親吉假父として五萬石を食み甲府に居りて國事を執る、十一年元服して義利と稱し十二年閏四月尾張に轉封し親吉亦犬山に移り仕へる事舊の如く名代として清州に來りて國政に従ふ。十五年家康公義利のために名古屋城をきづいて爰

に居らしむ、元和三年七月權中納言に任じ從三位に進み名を義直と改む、寛永三年八月權大納言從三位に進む、慶安三年五月七日年五十一にて薨す。故に前記の場所に埋葬せり。

第六項 河北にあるもの

一ツ 屋觀音跡

大字河北字宮東甲乙丙各二千二十二番地を區域として二ツ屋觀音堂といふ。施主庵があつたが、酉年の大風に倒れ再建の資無く倒れた古木を主體として假堂を作つた。慶應、明治初年頃上小口からユウホウ（正字不明）といふ僧が來て堂守をしたが、不徳のため持崩し、一方施主の三家の内に寺田二反九畝の分け取りを望む者も出て遂に之れを毀ち取り一部は樂田村永泉寺に納め（勿論民家に用なき佛具である）本尊聖觀音は施主の一家に一時引取つて居つたが、祟りがあつて困つたとかで隣村菟島の圓應寺に預け現在に至つて居る。寺跡としては墓所の一部が現存するのみで、墓地表の大字河北宮東二千二十二番の地は之れである。

第五節 城趾邸趾

## 第一項 豊田にあるもの

## 一、堀尾邸址

表面 堀尾吉晴邸址  
堀尾吉晴邸址碑陰記

愛知縣

尾州之丹羽郡大口村御供所者住時堀尾氏所<sub>三</sub>世食<sub>二</sub>也其邸址今尙存焉按<sub>三</sub>系譜<sub>二</sub>堀尾氏之先出<sub>三</sub>於天武皇子高市親王<sub>一</sub>親王六世孫右中辨峯緒賜<sub>三</sub>姓高階真人峯緒十七世孫修理大夫邦經始受<sub>三</sub>是邑<sub>二</sub>爲<sub>三</sub>州望族<sub>一</sub>邦經十一世孫中務太輔泰政治稱<sub>三</sub>堀尾氏子孫助諱泰晴仕<sub>三</sub>織田信長<sub>二</sub>泰晴子可晴仕<sub>三</sub>豊臣秀吉<sub>二</sub>所謂堀尾毛介者之也山城賤嶽長州湫小田原諸役皆有<sub>三</sub>殊功<sub>一</sub>封<sub>三</sub>於濱松<sub>二</sub>食<sub>三</sub>十二萬石<sub>一</sub>秀吉之置<sub>三</sub>五大老<sub>二</sub>三老<sub>一</sub>五奉行<sub>一</sub>也命爲<sub>三</sub>中老<sub>一</sub>無<sub>三</sub>幾秀吉薨<sub>二</sub>可晴處<sub>三</sub>大老<sub>一</sub>奉行間<sub>一</sub>釋<sub>レ</sub>難解<sub>レ</sub>紛周旋<sub>三</sub>頗力既而出守<sub>三</sub>越前府中<sub>二</sub>遂老焉子忠氏襲<sub>三</sub>封關原役更封<sub>三</sub>於雲隱<sub>二</sub>州<sub>一</sub>食<sub>三</sub>二十五萬石<sub>一</sub>賞<sub>三</sub>父子之功<sub>二</sub>也忠氏兄卒子忠晴猶幼可晴代治<sub>レ</sub>之慶長十六年六月十七日病卒年六十有九忠晴乃襲封可晴爲<sub>レ</sub>人慈仁温和人皆懷<sub>レ</sub>之然一日臨<sub>レ</sub>戰鬪如虓虎萬衆辟易而平居末<sub>三</sub>嘗說<sub>二</sub>戰功雖<sub>レ</sub>有<sub>一</sub>問者<sub>一</sub>亦不<sub>レ</sub>答共謙退如此故能保<sub>三</sub>身於朋黨猜忌之間而不<sub>レ</sub>悞<sub>二</sub>其聲望<sub>一</sub>也忠晴<sub>レ</sub>無子國除堀尾氏之正系於<sub>レ</sub>是乎絕矣今上登極之歲我縣有<sub>下</sub>表<sub>上</sub>章名勝古蹟<sub>二</sub>之舉<sub>一</sub>此亦與焉因併叙<sub>三</sub>其世系大略<sub>一</sub>以傳<sub>三</sub>于後<sub>二</sub>云

現在の大字豊田八劍社境内に在る神社境内に壕の跡を認める事が出来る、堀尾氏累代の邸址である。大正十五年十月愛知縣から前記の如き標碑をたてられた。

## 二、堀尾井趾

堀尾邸址東方に在つて堀尾家の古井と云ふ。

## 第二項 余野にあるもの

## 一、小池屋敷

第七十四代後鳥羽天皇の御代北面の武士であつた小池民部貞利と言ふ人此の余野村に來り名を與九郎と改め今の余野の南の方、伊藤賢一附近に立派な屋敷を構へ此處に住んだと云ふ、其の跡一帯を小池屋敷といふ。

故に附近には此の屋敷に關係した大きな一か、へもある門の跡(伊藤賢一東小山ともいふ所)や若ヶ橋等が残つてゐる。

## 二、若ヶ橋(和歌ヶ橋)

もとは「わかばし」と言つてゐた、小池與九郎が一社を建て風景を添へようと思つて松櫻楓等を植へ、近郷の雅人も來て共に和歌を詠じたと言はれてゐる。附近の銀ね塚と言ふ所(又一説にはこゝにある小さき亭に至る橋)で歌をうたつたといふ。

### 第三項 上小口にあるもの

#### 一、田中邸址

織田遠江守廣近の家老、田中惣右衛門忠春が住居せし所で字田中附近一帯にして周圍に土境をきつき相當宏壯の模様であつた事が残る土堤に依つてうがはれる。

大久地古事記に見えてゐるよろひ掛けの松は現在は無い。

### 第四項 中小口にあるもの

#### 一、小口城址萬好軒

後花園天皇の御宇長祿三年織田遠江守廣近丹羽郡稻置庄大久地村に城廓を築き名づけて箭筈城（大山誌に矢筈城と見ゆ）と言ひ之に居住す。築城の際三體の薬師如來を勸請し城廓の守護神とせり、現今妙徳寺及上小口並に野田野の兩薬師堂に奉祀せるものが即ち之れである。

降つて後土御門天皇の文明元年大山城を築いて移住した、在城七年文明七年に至り廣近復び大久地に歸り別に邸宅を造營して萬好軒（萬古軒）と名づけて閑居し延徳三年九月二十四日歿した、戒名「珍嶽常寶庵主」と稱す。墳墓は今妙徳

寺の境内にあつて五輪の塔を存してゐる。明應元年織田伊勢守敏定廣近の遺命によつて萬好軒を禪刹とし「吉祥山妙徳寺」と改稱した。現今同時の庫裡として用ひてゐるものは萬好軒の遺物である。

明治四十年以前は東西五十間南北五十八間四方二重堀の跡を存してゐたが、大口第二小學校の敷地となつて以來幾分舊形を失ひたれど尙本丸並に二重堀の跡西南の二方面に存してゐる、古城址は大口村大字小口字城屋敷と云ふ。

#### 小口城址標柱建設について、

愛知縣が御大典事業として藝に計畫した名所舊蹟標柱建設事業は委員を設け調査を重ねた結果三百餘箇所を選定し、大正五年三月十五日に之を發表した、今、我大口村大字小口字城屋敷も幸ひ其の選に入り、就て縣は甲種として左の如く公示した。

「古來城址として口碑に傳ふるも郷黨にして克く之を詳知するもの甚だ稀なりしに今回此の舉あり、四百五十有餘年前の事蹟を追憶し永遠に之を保存すべき必極の地點たる事を記録するの要を認む」

そして縣は郡市町村長其の他團體又は個人で大正五年三月二十五日限り標柱建設を出願したものに對し大正六年十二月末日迄に竣工させる事の命令を附し建設地一ヶ所に付金拾圓宛の縣費を補助す

（大正五年三月二十日 記録者 第七區長）

左記（即縣指定）

小口城址 愛知縣

長祿三年織田廣近築キテ之レニ居リ文明年間犬山城ニ移リ後再ビ歸リテ此城ニ居レリ、丹羽郡大口村大字小口城屋敷ニアリ、今小學校ノアル所即チ之ナリ、碑ハ其ノ傍ノ小丘上ニ建ツルヲ可トス。

右小口城址碑標建設の件は地主渡邊米次郎が、大正四年春既に發起して小口城址保存會を假設せやうとして汎く有志者の賛成を請ひ計畫成るや愛知縣も亦前掲の如く之を發表するに至り縣私計畫の一致したのは蓋し偶然の事に屬す。而して發起者米次郎は大正五年三月二十三日日本縣廳に碑標建設許可申請、同年三月三十一日許可指令、同年十月初旬碑標彫刻着手せられた。

偶々丹羽金重之れを視て愛知縣指定の碑文は洵に簡文で往古の實形を推知するに十分でないのを遺憾とし碑標に歴史を詳載して之を後世に傳へんとし米次郎に謀つたら同感をせられた因て金重の知人歴史專家で當時愛知縣史編纂委員長文學博士「堀田璋左右」並前縣視學で同縣史編纂兼愛知縣教育會主事「田部井柳太郎」に就て小口城址歴史上の詳説を聴取し尙碑文の調査起稿を懇請し稿成るを待ちて更に大正五年九月十五日其の筋に對し碑文増補修正許可を申請し直ちに許可指令があつた。之を刻して後世に傳ふ、其の修正した碑文は次の通りである。

文學博士 堀田璋左右 鑑修  
愛知縣教育會主事 田部井柳太郎 撰文  
仙田畔耕 謹書

小口城址碑標

大正五年十月二十五日 建之  
大正五年十一月三日 建碑式奉行



碑標表面

表面 小口城址 愛知縣  
裏面

此城東西五十間、南北五十八間、四方二重堀、其遺址彷彿可推知。文明中織田廣近居焉、廣近通稱與十郎、任遠江守、斯波老臣織田鄉廣之仲子也。鄉廣居下津城、爲斯波氏所重任。長子敏廣築城於岩倉爲之織田宗家。廣近分家居小口城、時濃州之軍屢襲尾州、廣近乃築城於大山以備之。而身常在小口城延德三年卒。子常任亦兼兩城主稱大和守。常任子常孝天。其子勝秀爲小田井城主。同族信安領本城及信安築城于勝幡其子信康居之。後爲信長所攻遂爲廢城。蓋自築城至廢城殆一百年云。今當大典建碑傳之後世。

仙田畔耕書

大正四年十一月

仙田畔耕謹書

以上の様な経路により小口城趾には現在標柱が建てられてゐる。以上の記述は大體「加記區壽誌」による。文明年中の「小口城略圖」は別紙の通りである。尙此の附近は小口城に關係した所多く「大久地古事記」中にも多數其のことが見えてゐる。

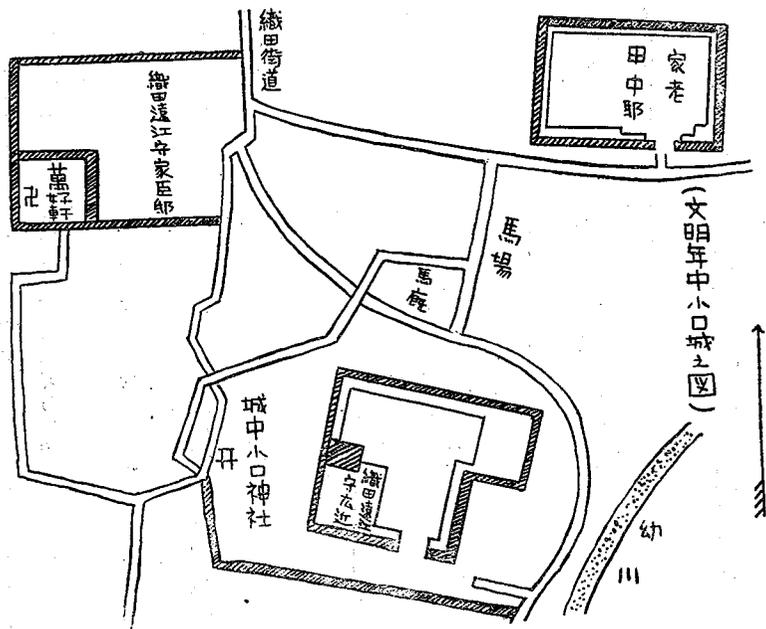
### 廣近公二百五十回忌の引導文について

恭以當寺之本源者前城主織田遠江守廣近公之閑居也夫此廣近公者長祿三卯年於當郷稻木庄大久地村初而築城郭名矢筈城而守持到文明元年復有故築大山之城從之移駕大山而暫在城又歸當郷而隱生育世當寺之境地城山莊之處作爲一字名萬好軒安居矣然延德三年秋九月二十四日無常風來盡假諱高名殘千萬世改俗姓號珍岳常寶庵主矣時舍弟伊勢守任遺命爲冥福改萬好軒爲妙德寺壬子歲成禪刹請大岳和尚成開山次以文和尚相紹法命道行精盛也（享保年間の遺書妙德寺藏）

### 小口城趾についての結語

#### 一、城廓の形狀區劃

明治四十年以前は東西五十間南北五十八間四方二重堀の址を存してゐたが、大口第二小學校敷地となつて以來幾分舊形を失つたけれども尙ほ本丸に二重堀の址を西南二方に存してゐる。



#### 一、城趾の現状

城趾は現今、學校敷地、工場、林、畑と變じて居るが前述の遺趾によつて城趾であつたことを一見して知ることが出来る。

#### 一、三藥師及遺物

城趾内に天神祠(式内)がある。又守護神たりし三藥師並に萬好軒遺物は村内に現存してゐる。

#### 一、參考となるべき地名

古城趾は大口村字小口字城屋敷と稱す。

#### 一、戦役記念碑

現在城趾内にある戦役記念碑については別に記がある。

#### 二、磨山(丸山)

妙德寺の西にある。このあたりは舊城趾の三の丸に當りこの磨山には織田遠江守廣近公を埋めたと言はれてゐる。

この附近(仙田利兵衛前)に石碑がある。天保九年頃此處を堀つた時崇つた爲供養して建てたもので、こゝは織田與次郎信康の舊宅地であると言はれてゐる。

三、お猿山

この磨山の西に平たい山がある。是をお猿山といふ。文祿頃千田平内といふ人が猿を飼つてゐたと大久地古事記に出てゐる。

第六節 切支丹に関する古跡

第一項 余野にあるもの

一、僧都庵

こゝはもと切支丹寺があつたとも言はれるが詳しい事はわからぬ、僧都庵大福寺等と字名になつてゐるが寺があつたものでないかと思はれる。此の僧都庵(余野の橋の竹藪附近)には澤山榎が生えてゐた。

第二項 下小口にあるもの

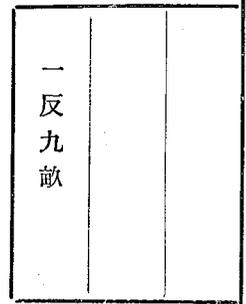
一、奉祿町

郡道の西、下小口の真中を通つて墓に到る真直ぐな道がある。これをほゝろく町といふ。之は次に記す「海度」と關係して一寸面白いふうになつてゐる。附近から「ほゝろく」「煎るもの」が出るといふ人もある。奉祿町の名は大久地古事記にも出てゐる。

二、海度

下小口の墓の附近で、字名は北屋敷、こゝを俗に海度といひ、少し前までは雑木が生へてゐて海度山と言つてゐた、此の邊りに切支丹信徒が住んでゐたと言はれてゐる。こゝは奉祿町の北の端で真四角に區切られてゐる。この真四角な所に切支丹宗徒の住家があつたといふ。現在はこの四角の中央を横ぎり余野への道が出来てゐる。

↓ほゝろく町



三つ共同じ様に一反九畝宛  
で計六段計り

第三項 中小口にあるもの

一、地藏様